

富士河口湖町地域おこし協力隊募集要項

－3年後の新規就農を目指す農業支援員(地域農業の担い手候補)の募集－

富士北麓地域にある富士河口湖町は、町の全域が富士箱根伊豆国立公園内にあり、富士五湖のうち河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の四湖を有し、四季折々の心安らぐ風光明媚を求めて、国内外から多くの観光客が訪れる国際観光地です。標高は約 800m から 1,200m の高地にあり、冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は比較的過ごしやすい多雨冷涼の高原型の気候です。

農業は、個人経営による露地野菜、水稲、施設花きが主体で、近年は農家組合による果樹栽培も行われ、観光摘み取り農園(ブルーベリー、サクランボ)などが、町の基幹産業である観光と連携し都市農村交流による地域農業活性化を図っています。

地域農業の担い手は、高齢化や後継者不足により減少傾向にあり、農家全体に占める専業率も同様の傾向にあります。

一方、他地域からの新規参入者や若手生産者も育ってきており、令和 4 年から3年間地域おこし協力隊として活動した方が富士河口湖町に新規就農しています。

平成22年2月23日には、地域野菜ブランド「富士山やさい」を立ち上げ、西の京野菜・東の富士山やさいとなるように夢を大きく掲げ、生産力及び認知度の向上に努めてきましたが思うような成果が得られず課題となっております。

そこで、富士河口湖町農産物や地域ブランド「富士山やさい」のさらなる発展と活性化の為に生産現場に携わり流通販売等情報発信を行える、地域おこし協力隊員の募集を次のとおり行います。

1. 募集人員

1名

2. 募集期間

令和7年8月1日～令和7年11月28日(※期日内書類必着)

3. 業務概要

地域農業の担い手候補として、3年後の新規就農を目指し、「河口湖野菜倶楽部」の下、地域農業や露地野菜栽培(主にスイートコーン、河口湖レタス、ブロッコリー、きゅうり)、富士河口湖町が特産化を目指している桃栽培などの基礎知識や経営ノウハウを学ぶため、「河口湖野菜倶楽部」農家などの農作業支援を行う。また、富士河口湖町農産物の改良に取り組むための検討会や講習会への参加、周知のためのマルシェへの出店等の普及活動、活動状況や販売促進を狙った町広報や各種 SNS での情報発信を行う。

4. 募集対象

・以下の項目のすべてを満たす方

- (1) 農業に強い興味があり、独立新規就農を目指す方で、地域おこし協力隊活動期間終了後、富士河口湖町に定住したい方（農業未経験者でも構いません。）
- (2) 生活の拠点が、3大都市圏をはじめとする都市地域等（※別紙参照）にあり、かつ採用決定後、委嘱の日までに富士河口湖町に住民票を異動することができる方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- (4) 普通自動車運転免許（AT 限定不可）を有し、又は委嘱の日までに取得し、日常の運転に支障のない方
- (5) パソコンの基本的な操作（office ソフトの操作等）ができる方
- (6) SNS などで情報発信ができる方
- (7) 複数人で一緒に作業したり、接客や営業したりすることが好きな方
- (8) 心身ともに健康で、業務に際し自主性、創造性があり、積極的に活動できる方
- (9) 本募集要項を承諾し、選考審査の日程に出席できる方

5. 勤務地

山梨県富士河口湖町内全域

（※研修や、富士河口湖町農産物の普及啓発、PR活動などのため町外出張がある場合があります。）

6. 雇用形態

富士河口湖町の会計年度任用職員として雇用し、富士河口湖町長が地域おこし協力隊員として委嘱します。

7. 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。期間満了後は、協議により最長通算3年間まで延長可能です。2年目以降の委嘱については、勤務実績等を考慮し決定します。また、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても解職できるものとします。

8. 勤務時間

河口湖野菜倶楽部の管理監督者指示の下、1日原則7時間

（基本8時～16時 昼食休憩1時間含）

※夏季繁忙期は不規則かつ流動的な勤務となります。

9. 休日・休暇

- ・休日は、原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)とします。
- ・休日に出勤する場合、また1日7時間勤務を超えた場合は、振り替えます。
(※夏季繁忙期の例として、1日の勤務時間が4時～12時(昼食休憩1時間含む)、15時～17時となった場合、2時間を後日、振り替えます。)
- ・年次有給休暇は、富士河口湖町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に準じて付与します。

10. 待遇等

- ・報酬【月額】203,767円(社会保険、労働保険に加入)
【期末、勤勉手当(6月、12月)】年間4.6ヶ月分
(初年度のみ6月:0.69ヶ月分、12月:2.3ヶ月分)
- ・住居費を月50,000円以内で補助します。
- ・ポケットWi-Fiを支給します。
- ・業務兼日常生活用の車両(軽ワンボックス)は、富士河口湖町が貸与し、この車両の維持管理経費(車両共済保険、エンジンオイル交換、冬季スタッドレスタイヤ)も富士河口湖町が負担します。
- ・業務に必要な車両ガソリン代、河口湖野菜倶楽部管理監督者が認める消耗品は、予算の範囲内において、河口湖野菜倶楽部が支給します。
- ・業務以外の日常生活における生活備品、光熱水費、車両ガソリン代等は、自己負担となります。

11. 選考審査日程

※選考日時は、変更の可能性があります。

(1) 第1次選考(書類選考)

令和7年8月1日(月)～令和7年11月28日(金)

※第1次選考合格者には、令和7年12月5日(金)までに通知を発送します。

(2) 第2次選考(現地お試し任用(第1次選考合格者3名以内で実施))

令和7年12月19日(金) ※日帰りで実施します。

※大石地区ほ場において、河口湖野菜倶楽部の管理監督者の下、農作業を行います。

第1次選考合格者は、農作業ができる服装、長靴持参でご参加ください。大石地区ほ場までは、乗り合いで移動します。

※第1次選考合格者居住地から集合場所までの往復の交通費は第1次選考合格者負担となります。

※当日の食事代(1日3,300円)は河口湖野菜倶楽部から支給します。

※第2次選考合格者には、令和7年12月26日(金)までに通知を発送します。

(3) 第3次選考(個人面接・第2次選考の合格者を対象に実施)

令和8年1月16日(金)午前9時～・富士河口湖町役場において実施

※第2次選考合格者居住地から富士河口湖町役場までの往復の交通費は第2次選考合格者負担となります。

※第3次選考合格者には、令和8年1月22日(木)までに合格通知を発送します。

12. 応募手続き

(1) 応募方法

募集期間内必着にて、(2)提出書類を、下記申込み、お問い合わせ先に郵送。

(2) 提出書類

- ・応募用紙
- ・現住所の住民票
- ・自動車運転免許証の写し

○申込み、お問い合わせ先

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

富士河口湖町農林課農政畜産係 あて

TEL:0555-72-1115(直通)

FAX:0555-72-6038

Mail:nourin@town.fujikawaguchiko.lg.jp

○富士河口湖町の地域おこし協力隊制度に係るお問い合わせ先

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

富士河口湖町政策企画課企業誘致・まちづくり推進係

TEL:0555-72-1129(直通)

FAX:0555-72-0969

Mail:seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp

13. その他

- ・「河口湖野菜倶楽部」は、次世代の地域農業の担い手2名とオブザーバー1名のグループです。
- ・第2次選考(現地お試し任用)から第3次選考において、選考対象者には場合により、新型コロナウイルス感染症対策に係るお願いをさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※別紙

○総務省地域おこし協力隊ページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

○地域おこし協力隊の地域要件

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862228.pdf

○地域要件確認表

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf

○富士河口湖町地域おこし協力隊設置要綱

https://www1.g-reiki.net/fujikawaguchiko/reiki_honbun/r015RG00000899.html

○富士河口湖町地域おこし協力隊実施要綱

https://www1.g-reiki.net/fujikawaguchiko/reiki_honbun/r015RG00000900.html